第30回 議員提出条例に係る検証検討会 事項書

平成 22 年 2 月 12 日(金)10:30 議事堂 6 0 1 特別委員会室

- 1 三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例(平成十三年三重県条例第四十七号)の見直しについて
- (1)条例改正について
- (2)執行部意見聴取

2 その他

添付資料

<u>資料 1</u> 三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例 (平成 13 年三重県条例第 47 号)の見直しについて <u>座長まとめ</u> 三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例 (平成 13 年三重県条例第 47 号)の見直しについて **座長まとめ**

<第2条第1号関係>

1.県行政における総合的な計画として、現在策定されている計画の中では県民しあわせプラン及び第二次戦略計画が該当する。

この条例を改正する場合、施行の際現に策定されている計画のうちで、議決対象に該当するものを明示することとなる。改正後の条例第2条第1号の計画に該当するものとして、県民しあわせプラン及び第二次戦略計画を位置付ける。

仮に、この条例の改正後、現行の第二次戦略計画と同様の第三次戦略計画が策定された場合、その計画は議決対象となる。

もっとも、現行の第二次戦略計画において、改正後のこの条例に基づく議決対象として想定するものは、同計画の政策・事業体系の 政策展開の基本方向(五つの柱) 政策(19)、 施策(60)であって、基本事業(223)以下は、想定していない。

- 2.単年度の計画などを除いて、3~5年先あるいはそれ以上の将来を見据えた中長期的な目標を掲げる計画を、議決対象とすることとする。
- 3.この条例に基づき計画案を議会に提出するのは知事である。従って、計画が議決対象に該当するか否かは、第一義的に、議案提出者である知事によって判断される。

県行政における総合的な計画として議会が議決する計画は、次に掲げるものとする。

1. 県行政全般に係る中長期的な目標を設定し、当該目標を達成するため の政策、施策、その他を総合的かつ体系的に示した計画

<第2条第2号関係>

総合的な計画について審議することにより、県行政における基本的な施策の大部分が網羅されているといえる。

1.その上で、さらに、「県行政において特に重要な計画」と認められるものを、この第2号に基づいて議決することとするのが適当と考える。

ここで「県行政において特に重要な計画」とは、例えば県民に大きな影響を与えるものなど、計画の内容にかんがみて決定される。

- 2.第1号の規定と同様に、単年度の計画などを除いて、3~5年先あるいはそれ以上の将来を見据えた中長期的な目標を掲げる計画を、議決対象とすることとする。
- 3.現行どおり、法令等に定められているものは除くこととする。
- 4.この条例に基づき計画案を議会に提出するのは知事である。従って、計画が議決対象に該当するか否かは、第一義的に、議案提出者である知事によって判断される。
- 5.この条例を改正する場合、施行の際現に策定されている計画のうちで、議決対象に該当するものを明示することとなる。改正後の条例第2条第2号の計画に該当するものとして、三重県教育振興ビジョン、三重県科学技術振興ビジョン、三重県青少年健全育成ビジョン、三重県新エネルギービジョン及び「美し国おこし・三重」三重県基本計画を位置付ける。



総合的な計画以外の計画として議会が議決する計画は、次に掲げるものとする。ただし、法令又は他の条例に定めのあるものを除く。

1. 県行政における基本的な政策に係る中長期的な目標を設定し、当該目標を達成するための施策、事業その他の手法を総合的に示した計画であって、県行政において特に重要な計画であると認められるもの

<第3条関係>

- 1.議決対象とされた計画又は議決された計画の変更に当たっては、「軽微な」変更の場合は、議決を要しないこととする。
- 2.変更に当たって、議決を要するとするもの及び軽微なものとして議決を要しないと するものについての考え方は以下のとおりとする。

(県民しあわせプランや第二次戦略計画 における例)

県民しあわせプランを変更する場合 にはすべて

同戦略計画における基本的な考え 方:「文化力」や「新しい時代の公」な どに関する部分を変更する場合

県民しあわせプラン(概ね 10 年)や 同戦略計画(4年間)の計画期間を変更 する場合

県民しあわせプランの政策(19 本) や、同戦略計画の施策(60 本)の目的、 主指標、目標等を変更する場合 2更に当たって議決を要するとするもの

- (1) 計画の基本理念や基本構想、基本的な考え方に関することを変更する場合
- (2) 計画期間に関することを変更する 場合
- (3) 計画の主要な目的や目標に関することを変更する場合
- (4) その他計画の基本的な事項を変更 する場合

(県民しあわせプランや第二次戦略計画 における例)

同戦略計画の施策(60本)に関し、「現状と課題」や「施策を実現するために考慮すべき事項」、「現状値」に関すること「同戦略計画の基本事業(223本)に関することすべて

2 <u>変更については、軽微な変更として議決</u> を要しないとするもの

上記1の、変更に当たって議決を要する 場合**以外の場合** 三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例(平成十三年三重県条例第四十七号)

(傍線部は改正部分)

改正案

行

(目的) 第一条 (略)

(議決すべき計画)

- 第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第二項の 規定に基づき、次に掲げる計画の策定について、議会の議決すべき事件
 - 一 県行政全般に係る
 <u>政策目的を達成するための施策等を総合的かつ</u> 体系的に示した中長期的な計画
 - 💶 前号に掲げるもののほか、 県行政<u>における基本的な政策目的を達成</u> するための施策等を総合的かつ体系的に示した中長期的な計画であ <u>って、県行政において特に重要なものと認められるもの(</u>法令又は他 の条例に定めのあるものを除く。)

(議会の議決)

第三条 知事その他の執行機関は、前条各号に掲げる計画を策定し、又は 当該計画の基本的な方針、主要な目標、計画期間その他基本的な事項を 変更しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならな ll.

(目的)

- 第一条 この条例は、県行政に係る基本的な計画を議会の議決すべき事件 とすることによって、自主性に富み、総合的で透明性の高い県行政を計 画的に一層推進することを目的とする。 (議決すべき計画)
- 第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第二項の 規定に基づき、次に掲げる計画(計画期間が五年を超えるものに限る。) の策定について、議会の議決すべき事件とする。
 - 一 県行政全般に係る将来の目標を設定し、当該目標を達成するための 施策、事業その他の手法を総合的かつ体系的に示した計画
 - 二 前号に掲げるもののほか、県行政<u>の基本的な施策に係る計画(法令</u> 又は他の条例に定めのあるものを除く。)

(議会の議決)

第三条 知事その他の執行機関は、前条各号に掲げる計画を策定し又は変 更しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行し、同日以降に策定される計画について適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている計画のうち、三重のくにづくり宣言は第二条第一号に揚げる計画とし、三重県科学技術振興ビジョン、三重 県教育振興ビジョン、三重県新エネルギービジョン及び三重県青少年健全育成ビジョンは同条第二号に掲げる計画とする。

(三重県自然環境保全条例の一部改正)

3 三重県自然環境保全条例(昭和四十八年三重県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。 第十一条第三項中「きかなければならない」を「聴き、議会の議決を経なければならない」に改める。

(三重県環境基本条例の一部改正)

4 三重県環境基本条例(平成七年三重県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「聴かなければならない」を「聴き、議会の議決を経なければならない」に改める。

(人権が尊重される三重をつくる条例の一部改正)

- 5 人権が尊重される三重をつくる条例(平成九年三重県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。 第五条に次の二項を加える。
 - 3 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、次条第一項の三重県人権施策審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければな らない。
 - 4 前項の規定は、人権施策基本方針の変更について準用する。

第六条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

(三重県バリアフリーのまちづくり推進条例の一部改正)

6 三重県バリアフリーのまちづくり推進条例(平成十一年三重県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「県」を「知事」に改め、同条第二項中「前項の」を削り、同条に次の二項を加える。

- **3 知事は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、次条第一項の三重県バリアフリーのまちづくり推進協議会の意見を聴き、議会の議決** を経なければならない。
- 4 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。

第九条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

(三重県男女共同参画推進条例の一部改正)

- 7 三重県男女共同参画推進条例(平成十二年三重県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。
 - 第八条第四項中「聴くものとする」を「聴き、議会の議決を経なければならない」に改める。

附 則(平成 年 月 日三重県条例第 号・・・公布日すなわち公報登載日:平成22年3月29日予定) (施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている計画のうち、県民しあわせプラン及び同第二次戦略計画はこの条例による改正後の三重県行政 に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例(以下「新条例」という。) 第二条第一号に掲げる計画とし、三重県教 育振興ビジョン、三重県科学技術振興ビジョン、三重県青少年健全育成ビジョン、三重県新エネルギービジョン及び「美し国おこし・三 重」三重県基本計画は同条第二号に掲げる計画とする。
- 3 新条例第三条の規定は、この条例の施行の日以降に策定し、又は変更する計画について適用する。

検討の関サロ の 提 部改正条例に出に向けて に向 け

「三重県行政に係る基本的な計画について議会が 議決すべきことを定める条例」の見直しに関す る執行部意見

> 平成22年2月12日 政策部·総務部

1 第2条第1号及び第2号関係

「計画が議決されるべきものであるかは、第一義的に計画案を提出する知事によって判断される。」という考え方が示されましたが、 議決される対象は、知事の判断によることを明文化されたい。

2 第3条関係

計画の変更に関しては、政策・施策の骨格が変更する場合のみ、 あらかじめ議会の議決を経なければならない変更にあたるもので あり、それ以外の数値目標等の変更については、軽微な変更で議 決の対象外であることを明文化されたい。

3 附則関係(見なし規定)

平成13年に条例が制定され「三重のくにづくり宣言」が遡って議決されたと見なされた。

今回の改正で第二次戦略計画が遡って議決されたと見なすこと を規定する場合には、議決されたのは第二次戦略計画の政策・施 策までであることを明文化されたい。